

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第170回 中国の「個人情報保護法」の最新動向

中国全国人民代表大会常務委員会は10月21日、「個人情報保護法」(以下「本法」という)の草案を公表しました。まだ草案の段階とはいえ、個人情報の保護に高く注目する日系企業にとり、本法の草案の内容は十分に分析する価値のあるものとなっておりますので、今回はその重要なポイントについて解説いたします。

## ◇日系企業にとっての重要課題となっている個人情報保護

中国現地にある日系企業A社では生活用品の製造と販売に従事していた。A社は中国の消費者の嗜好(しこう)をよりよく知り、自社製品の宣伝を強化するために、WeChatアプリで利用できる会員サービス機能を開設した。中国では個人情報の違法な売買や使用が相当多発していることは知っていた(A社の社員にも被害例があった)ため、A社の経営陣は個人情報保護強化の重要性について十分認識していたが、中国の法律には参照できる明確な規定がなく、さしあたり日本本社の個人情報保護体制を導入していた。このため本社の保護体制が中国で有効に効果を発揮するのかという不安が常にあり、早期に中国の専門の法律が制定され、A社でそれに基づいた対策を立てられることを待望していた。

## ◇本法草案中の注目される重要な内容

「民法典」の規定が原則的であるのに比べ、本法では比較的詳細な規則体系が設けられており、中でも重要な内容は以下の通りです。

## 1. 適用範囲

●管理の対象となる行為には個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開などのさまざまな形式(これらをまとめて「個人情報の処理」、行為主体を「処理者」という)が含まれる。

●適用の地域区分について、中国国内における処理行為のほか、以下のような中国国外で行われる中国国内の自然人の個人情報処理行為についても、本法の管理対象となる。

- ・中国国内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的とする。
- ・中国国内の自然人の行為を分析、評価する。

## 2. 個人情報を「一般情報」と「機微情報」に分類

(1) 一般情報について順守すべき処理規則の要点:

●明確かつ合理的な目的がある上、「最小限原則」を順守しなければならない。

●事前に個人の同意を取得し、処理者の身分、連絡先情報、処理の目的、処理方式、情報の種類、保存期間などについて、明確にわかりやすく個人に告知しなければならない。

→草案ではこの点に関する要求がかなり細かく設定されており、今後の企業対応の重点になると思われます。

●個人情報の処理を委託する場合、処理者は受託者と委託事項の範囲および処理方法について約定し、受託者による個人情報処理活動を監督しなければならない。

●処理者より第三者に個人情報を提供する場合は、個人に告知し、その単独の同意を取得しなければならない。

## (2) 機微情報

●個人の機微情報とは、漏えいするか違法に使用された場合、個人が差別を受けるか、人身、財産の安全に重大な危害を被る可能性のある個人情報であり、種族、民族、宗教・信仰、生体的特徴、医療健康、金融口座、行動歴などの情報を含む。

●機微情報の処理については、一般情報の処理規則のほか、以下の要求をも満たす必要がある。

- ・処理者が特定の目的や十分な必要性を有する場合に限る。
- ・必要性、個人への影響について、個人に告知しなければならない。

## 3. 個人情報の国外提供

業務上の必要があり、かつ以下の条件のうち少なくとも1項を満たす場合に限り、国内の処理者は個人情報を中国国外に提供することができる。

(1) 中国政府による安全評価に合格している。

(2) 中国政府の規定通りに専門機関による認証を受けている。

(3) 国外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務について約定した上、受領者の個人情報処理活動が本法に規定する個人情報保護基準に達するよう監督している。

→企業にとり、(3) が簡便かつ効果的な方法であり、以後この方向での対応が勧められます。

### ◇日系企業へのアドバイス

この草案の内容が、後続の正式公布までに大きく変更されることはないと思われます。本法が正式に公布されると、日系企業では速やかに新法の規定に基づいた社内の個人情報保護体制の整備を迫られることとなります。本法草案に開示された重要内容に基づき、早めの検討と準備を行うことには現実的な意義があると言えます。

## 浙江、遼寧の民営石油精製会社に輸出割り当て

中国政府が、民営石油精製会社に対し3年間停止していた製品の輸出を許可し、浙江石油化工（浙江石化、浙江省舟山市）と北方華錦化学工業集団（北方華錦、遼寧省盤錦市）の2社が今年末までに、石油製品の輸出割り当てを受ける見通しであることが分かった。ニュースサイトの界面新聞が伝えた。

コモデティ情報会社の金聯創によると、中国の国有石油会社4社に対する石油製品輸出割当量のうち、未使用分が2020年までに浙江石化と北方華錦に再分配される見込み。金聯創のアナリストは、民営企業に対し、石油製品輸出割り当てが臨時で行われるのは初めて。これまでは、国有企業間だけでやりとりされていた。

世界の新型コロナウイルスの感染拡大で、中国製石油製品の1～9月の輸出額は前年同期比5.4%減の4519万トン、輸出額は26.6%減の1373億8200万元（約2兆1600億円）だった。（時事）

## 独リンデ、中国初の液化水素工場建設へ＝浙江省

中国ニュースサイト、界面新聞などが9日までに報じたところによると、ドイツ産業ガス大手リンデはこのほど、浙江省嘉興市に液化水素プラントを建設することで関係者らと基本合意した。

同社にとって中国で初めての液化水素工場で、総投資額は1億米ドル強。事業パートナーの上海華誼集団と合弁会社を現地に新設する。原料は上海華誼から調達し、2段階に分け建設する。

リンデは中国で水素エネルギー分野への投資を拡大している。7月に石油大手の中国海洋石油集団と、水素ステーションの整備などで提携した。（上海時事）